

保存版

災害にそなえて（2020年7月改定版）

非常変災時の臨時休業措置の基準が次の通りとなっておりますのでお知らせします。

[大阪市教育委員会の通知]

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ 住吉区のいずれかの地域において大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者は避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業につきましては、気象庁等から出される防災気象情報（「警戒レベル〇」相当の情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づきご判断いただきますようお願いします。

また、情報収集に際しては、次を参考にしてくださいようお願いします。

○大阪市HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。） ○NHK速報

○おおさか防災ネット（メール登録もできます。） ○LINE 大阪市公式アカウント

○大阪市危機管理室ツイッター ○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※ 児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しを実施します。ただし、安全が確認されない場合（「避難勧告」「避難指示（緊急）」の対象区域になっている場合も含む。）は、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※ 大阪市教育委員会より上記の通知が出ていますが、突発的な災害等で登校に危険があると判断された時は、家庭で待機していただき、様子を見てください。

※ 臨時休業や授業中止になったときは、いきいき活動も中止です。

※ 電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

※ 夜間・休日等の情報については、次のホームページも併せてご確認ください。

【・住吉区 ・大阪市 ・大阪市教育委員会】 長居小学校HPはこちらです→

